

総合評価落札方式一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成29年11月28日

釧路市長 蝦名 大也

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 釧路市診療報酬明細書点検等業務
- (2) 業務場所 釧路市生活福祉事務所内及び受託事業者事業所内
- (3) 業務概要

生活保護受給者の医療扶助適正化事業として下記の業務を委託する。

- ア 診療報酬明細書の資格点検及び内容点検業務
- イ 頻回受診者の分析リスト作成業務
- ウ 重複受診者の分析リスト作成業務
- エ 医療情報入力業務
- オ 医療券出力業務
- カ 医療機関との連絡調整業務

業務の詳細については、別添の仕様書のとおり。

※ 診療報酬明細書内容点検、頻回受診者・重複受診者の分析リスト作成については、釧路市福祉部生活福祉事務所（以下、生活福祉事務所という。）内または受託事業者の事業内で行うこと。受託事業者の事業所内で行う場合、診療報酬明細書のデータの受け渡しは、電子媒体（DVD）を生活福祉事務所内でお互いの職員同士で行う。さらにデータの移動には、原則セキュリティが明確でない移送方法は禁止する。

※ 診療報酬内容点検、頻回受診者・重複受診者の分析リスト作成以外の診療報酬明細書点検業務、医療情報入力業務、医療券出力業務、医療機関との連絡調整業務については、生活福祉事務所内で行うこと。

※ 医療機関との電話対応等があるので、釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下、「釧路市の休日」という）を除く毎日、午前8時50分から午後5時20分までは、常時1名以上の職員を配置すること。

※ 制度・運用等に変更があった場合、管理責任者は、生活福祉事務所担当職員と生活福祉事務所内で業務打合せをすること。

- (4) 予定価格 契約規則第7条4項により予定価格を事前公表する。  
65,394,000円（税込）
- (5) 履行期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- (6) 業務引継 平成30年4月1日より業務を遂行できるように契約締結後業務引継を行うこと。（業務引継に係る経費については、事業者負担とする。）

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、申請日現在において、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 平成29・30年度釧路市物品購入等競争入札参加者名簿に取扱品門【その他の委託】で登録していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 北海道内の自治体で診療報酬明細書点検業務を過去3年の間に契約実績があること。診療報酬明細書点検業務に関して査定率などの効果実績を明示できること。
- (6) 資本関係や役員の兼務がある関連会社を含め、病院や診療所などの医療機関における診療報酬請求業務を行っていないこと。

## 3 入札参加資格の確認

(1) 本業務の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

### ア 申請書類

- (ア) 参加確認申請書（様式1）
- (イ) 会社概要調書（様式2）
- (エ) 実務実績調書（様式3）
- (ウ) 誓約書（様式4）

### イ 提出期間

平成29年11月28日（火）から平成29年12月7日（木）までに釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下、「釧路市の休日」という）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

### ウ 提出方法

下記提出先まで、郵送または持参すること。

### エ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地  
釧路市福祉部生活福祉事務所給付調整担当  
電話 0154-31-4542

- (2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市福祉部生活福祉事務所給付調整担当において告示の日から配布する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、本業務の入札に参加することができない。
- (4) 入札者の確認結果については、平成29年12月13日（水）に総合評価落札方式一般入札参加資格確認通知書により通知する。
- (5) その他

- ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された資料は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された書類は、返却しない。

#### 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して異議申立をすることができる。この場合には、平成29年12月15日（金）までに書面を提出して行わなければならない。
- (2) (1) の書面には、釧路市福祉部生活福祉事務所給付調整担当に持参して提出するものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、平成29年12月19日（火）までに回答する。

#### 5 質問の受付と回答

- (1) この入札や仕様内容に関して不明な点がある場合には、次のとおりメールで行うこととする。
  - ア 受付期間 平成29年11月28日（火）から平成29年12月1日（金）午後3時まで
  - イ メールアドレス  
[se-kyuuhu@city.kushiro.lg.jp](mailto:se-kyuuhu@city.kushiro.lg.jp)  
釧路市福祉部生活福祉事務所給付調整担当
  - ウ メール表題の命名方法  
「入札質疑・事業者名」とすること。
- (2) (1) の質問に対する回答は、次のとおり行う。
  - ア 期間・時間  
平成29年12月5日（火）午後5時まで
  - イ 回答方法  
メールで回答する。  
なお、入札や仕様内容に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

#### 6 入札価格の評価

- (1) 入札価格は落札者決定基準により評価する。

#### 7 入札書及び提案書の提出日時及び場所

- (1) 提出期間  
平成29年12月13日（水）から平成29年12月22日（金）午後3時まで
- (2) 提出方法  
下記提出先まで、郵送または持参すること。  
なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- (3) 提出先  
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地（市役所第2庁舎）  
釧路市福祉部生活福祉事務所給付調整担当
- (4) 入札書の提出方法
  - ア 入札書は、所定の入札書に各年度の積算内訳書（様式7）を添付し、提出しなければならない

い。

イ 上記（３）宛に入札書（各年度の積算内訳書を含む）と提案書等を併せて提出すること。

#### （５）入札方法等

ア 予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする総合評価落札方式一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに提案書を提出しなければならない。

イ 落札予定者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分8相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### （６）提案書の提出

ア 提出書類

（ア）入札書及び提案書届出	様式 5	1 部
（イ）業務提案書	様式 6	7 部
（ウ）財務諸表		7 部

（直前決算1年分の決算書のうち貸借対照表、損益計算書の部分）

（イ）（ウ）の提出書類は、正本1部、副本6部の計7部とする。

複数ページに渡る場合は、それぞれ頁数を付与すること。

すべてA4で提出すること

## 8 プレゼンテーション審査の実施

入札者に対し、プレゼンテーション審査の実施について通知を行う。入札者は、提案書に基づき、提案概要を説明するプレゼンテーションを行うこと。

### （１）時間及び方法

プレゼンテーション時間は40分以内（説明20分、質疑応答20分とするが、入札者が多数の場合は調整する。）なお、プレゼンテーションに必要なプロジェクター・スクリーンは当市が用意する。プレゼンテーションの参加人数は、3人以内とする。

### （２）審査

提案書の審査は、釧路市職員及び学識経験者からなる審査委員会が行う。詳細は、別記「落札者決定基準」を参照すること。

### （３）開催日時及び会場

平成30年1月29日（月）に実施予定。

時間及び会場は各入札者に別途通知する。

## 9 入札辞退

入札を希望しない場合には、プレゼンテーション審査に至るまでいつでも入札辞退することができる。入札を辞退する場合には、入札辞退届（様式任意）を提出すること。

なお、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 本事業は、「釧路市診療報酬明細書点検等業務委託総合評価審査委員会」において、入札者から提出された提案書を公正に審査し、落札者を決定する。
- (2) 落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」(別記)に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本業務にとって最適な者を選出するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用する。
  - ア 提案内容の評価は、「落札者決定基準」(別記)に基づき、提案内容の評価し、「提案評価点」を付与する。
  - イ 入札評価の評価は、「落札者決定基準」(別記)に基づき、入札価格に対する点数(以下「入札価格評価点」という。)とする
  - ウ ア及びイで評価した、「提案評価点」及び「入札価格評価点」を各委員ごとに加算した点数が高く評価した委員の数が多き者を落札者とする。(予定価格の制限の範囲内において、入札があったことが前提となる。)
  - エ 高く評価した委員の数がもっとも多い者が2以上あるとき(同点のとき)の決定方法
    - (ア) 入札者それぞれの各委員の点数を合計し、総合計点の高い者を落札者とする。
    - (イ) 高く評価した委員の数、総合計点が同じ場、別途日を定め、当該入札者またはその代理人が直接くじを引き、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係しない市職員がくじを引くものとする。
    - (エ) 入札の日から落札者決定までの間に釧路市による指名停止を受けた者は、落札者としな
    - い。
    - (オ) 落札者の公表については、釧路市役所ホームページへ掲載する。

## 11 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第10条各号に該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

## 12 入札保証金

契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について(平成17年釧路市庁達第3号)第2章第1節3規則第6条関係第2号イに基づき免除する。

## 13 契約締結日

本業務の契約締結期限は平成30年2月2日(金)までとし、期限内に契約をしない場合は落札を取り消すこととする。

## 14 契約保証金

契約規則第30条第6号及び釧路市契約規則の施行について(平成17年釧路市庁達第3号)第3章第1節4規則第30条関係(2)アに基づき免除する。

## 15 契約書作成の要否

要

## 16 支払方法

支払いについては、月払いとし、当該月の実績を確認にうえて翌月末日までに支払う。

## 17 その他

- (1) 本入札に参加する費用は、全て参加者負担とする。
- (2) 提出書類等で用いる言語は、日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) 次の行為があった場合は、契約候補者から除外する。
  - ア 総合評価審査委員に対して、故意に接触を求めること。
  - イ 他の参加表明書提出者と応募提案内容またはその意思について相談を行うこと。
  - ウ その他不正行為があること。

※本告示についてのお問い合わせ先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市福祉部生活福祉事務所給付調整担当

電話 0154-31-4542